

若年がん患者の

在宅療養費助成

～在宅サービス・福祉用具の利用～

回復の見込みがない状態に至ったと診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れることができるよう、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、令和5年7月1日から在宅で療養生活を送る者に対し、在宅サービス等の利用料の助成を開始します。

対象

豊川市内に住所を有する者で、次のすべてに該当する方

- (1) 年齢が0歳以上40歳未満の者
- (2) 医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者
- (3) 在宅生活を送るために支援及び介護が必要な者

内容

自宅で療養生活を送るために必要な下記のサービス

- (1) 在宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護等）
- (2) 福祉用具の貸与・購入
※ 対象者に認定される前に利用している在宅サービス等の利用料は対象外です

助成金

在宅サービス及び福祉用具の月額総利用料の9割

月額上限金額 54,000円

- (1) 対象者認定を受ける以前のサービス利用は助成対象外
- (2) 他の公的な制度において同等の助成または給付をすでに受けている経費については、助成対象外

持ち物

助成対象者または委任者が健康推進課へ下記書類を提出

- (1) 豊川市若年がん患者在宅療養支援事業費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 医師の意見書または診断書（医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったがんと診断された記載が必要）
- (3) 委任状（助成対象者が来所できない場合）
- (4) 申請者の本人確認ができるもの（免許証やマイナンバーカードなど）

【お問い合わせ先】

豊川市健康推進課 健康管理係
豊川市萩山町3丁目77番地の1・7番地
TEL：0533-95-4802 FAX：0533-89-5960



詳細は次ページへ

“在宅サービス・福祉用具”申込みから利用まで

※このサービスは、利用者（助成対象者）またはその家族等が申請やサービス調整していただく必要があります。下記の利用手順に従い、手続き忘れのないよう行ってください。

対象者・申請者

（本人・家族・委任者等）

- ①在宅サービス利用の検討
 - 家族等周囲の支援者との相談、必要な支援の有無
- ②必要な書類を揃えて、健康推進課へ申請
 - 助成金登録申請書（市ホームページから）を記入
※網掛け内以外に必要な事項を記入
 - 医師の意見書または診断書
 - 申請者の免許書等身分証明書（窓口で提示）
 - 委任する場合 ⇒ 委任状（別紙様式あり）を添付

市ホームページから申請書がダウンロードできます

健康推進課

- ①申請書の受付・受理
- ②対象者の認定可否を検討
- ③申請者へ登録決定通知書または不登録通知書の発送

対象者・申請者

（本人・家族・委任者等）

- ①サービス事業者へ相談・サービス利用の依頼
 - 契約の締結
- ②サービス事業者と対象者・家族のサービス調整会議
 - 訪問日や支援内容の決定

サービス事業者

- ①対象者へ在宅サービス等の提供
 - サービス提供日に訪問支援
 - 状況によってサービス調整・変更
- ②サービス利用料の徴収
 - 月単位で詳細が分かる実績報告・領収書の作成・発行

対象者・申請者

（本人・家族・委任者等）

- ①サービスの受給・サービス事業者へ利用料の支払い
 - 実績報告書・領収書等の書類受け取り
- ②必要な書類を揃えて、健康推進課へ申請
 - 助成金支給申請書（市ホームページから）を記入
※ 網掛け欄以外に必要な事項を記入
※ 利用料の支払いを完了した日が属する年度の末日までに
 - 詳細が分かる実績報告・領収書（月単位）
 - 申請者の免許書等身分証明書（窓口で提示）

健康推進課

- ①支給申請書の受付・受理
- ②実績の認定可否の検査検収
- ③申請者へ助成金支給決定通知書書の発送
- ④指定銀行口座へ助成金を振込み

注意

在宅サービス利用前に必ず助成金登録申請書を提出してください。
対象者と認定される前にサービスを利用した利用料は助成の対象外となります。

検索

豊川市 がん患者支援

